

「お口のチェック」事業を行っています

お口の健康は全身の健康と深い関わりがあります。歯周病やむし歯になってから受診するのではなく、予防することが大切です。毎日の歯みがきなど自分で行うセルフケアも大切ですが、歯石の除去や病気の早期発見・早期治療など歯科医院でのプロフェッショナルケアも欠かせません。少なくとも年に1回は歯科健診を受けましょう。



■対象者

組合員及び年度内に19歳以上となる被扶養者

■費用

全額共済組合が負担するため、無料（年度内に1人1回限り）

■お口のチェック内容

- ・口腔診査（顎関節・粘膜・歯及びその他の状況、歯面清掃（体験）等）
- ・口腔衛生指導（う蝕・歯周病の予防、食事・生活習慣指導、ブラッシング指導等）

■留意事項

①契約歯科医院への事前予約が必要です。

「長崎県市町村職員共済組合のお口のチェック受診を希望する」旨を必ず伝えてください。

※契約歯科医院は右のQRコードから検索できます。

②お口のチェック受診日と同日に、治療等の保険診療を受けることはできません。

③資格喪失や認定取消となった方、任意継続組合員は受けることができません。



< 令和7年度新規事業 >

～お口のチェックを受診した方へ「歯みがきセット」を配付します～

セルフケアの充実にご活用ください。



受診した歯科医院
でお渡しします。

